

第 23 期第 3 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 7 年 7 月 24 日

第23期 第3回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年7月24日（木） 午後2時から

2 場 所 静岡県庁別館7階第4会議室C（静岡市葵区追手町9-6）

3 議 題

（1）諮問事項

ア うなぎ稚魚漁業の許可について

資料1

イ 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について

資料2

（2）指示事項

えびかご漁業の操業について

資料3

（3）協議事項

ア うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針について

資料1

イ 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について

資料2

ウ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について

資料2

（4）その他

ア 全国海区漁業調整委員会の要望活動について

資料4

イ 次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	高田 充朗	西原 忠	金指 治幸	原 剛
	薩川 一義	和久田米喜	岩瀬 清敏	橋ヶ谷雄介
	田口さつき	福井 篤	浪川 珠乃	江口 智美
	安間 英雄			
WEB 参 加	石原 広恵	鳥居 恭子		
欠 席 委 員	竹内 照裕			
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	松山 創	瀧川 智人	樋 亮介	
事 務 局	小泉 康二	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聰志

○小泉事務局長

それでは、ただいまから、第23期第3回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。本日、石原委員、鳥居委員はオンラインで御参加いただいております。また、竹内委員からは御欠席の報告をいただいております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。

なお、本日は委員会終了後に「資源管理に関する研修会」を行いますので、御都合がよろしければ御参加をお願いいたします。

ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。本日は2名の委員がオンラインで御出席いただいております。会場中央にありますマイクで集音しておりますので、音を拾いやすくするため、声は大きめで御発言をお願いいたします。以上です。

○小泉事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。それでは高田会長、よろしくお願いいいたします。

○高田会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私から。伊東の高田です。市場を見ると、定置網は水温が上がって量が少なくなってきました。ウルメイワシの小にイワシが混じり、それに去年生まれ小さいアジ、今年の生まれのジンタが獲っていました。また今の時期ですと、トビウオ、イサキ、ソウダガツオ、シイラが混じったり、今日は北川の網でキハダとキメジがダンベ1つ半で、500～600kgくらい入っていました。

アジが少なくなってきて高騰していますので、まき網船は少し量が出てるのかなと思います。一本釣りのキンメの方は、ここ2、3日少し魚が釣れている状況でした。以上です。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。南駿河湾では、シラスは西の方と比べて低調で、1日出て2日くらいお休みというのを繰り返しております。単価的には6万円前後とよいですが、量が少しまとまらないという状態です。

キンメに関しては、7月15日から夏休みということで、昔よりは短いですが半月ほど休漁しております。うちでよい漁をしてるのは天竜沖のキンメダイだけで、あとは定置もカツオのひき縄も、もう夏枯れ状態です。以上です。

○原委員

由比港の原です。私はサクラエビをやっていますけど、サクラエビは禁漁期に入りました。今やっていることといえば、青年部が中心になってサクラエビの産卵調査をやっています。

去年は早くに産卵が始まったんですけど、今年は6月に入ってから始まつたくらいで、まだピークは見られません。これから先、ピークが何回か出ないと安心できない状況です。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川の橋ヶ谷です。サバの状況ですけど、少し前みたいに全く空ということではなく、段々と獲れるようになってきたんですが、まだ経費はちょっと難しいかなというような状況でやっています。以上です。

○岩瀬委員

稻取の岩瀬です。キンメをやってるんですけど、今朝も行ってきたんですけども、一時の黒潮のひどいような潮は遠ざかったような感じがします。少し良くなってきてますが、魚がすごく増えてるのではなくて、少し釣れやすくなつたから、ここ2、3日揚がっているのではないかなと思います。また8月も潮が良くなる予測ですので、期待してやっていきたいと思います。

○和久田委員

浜名の和久田です。シラスに関してですけど、6月に入ってからぼちぼち獲れだしてきて、6月末ぐらいでは一応去年の平均は上回ってるという感じです。漁場が狭くて、舞阪沖から愛知県境に船が集中していて、遠州漁協さんもこっちまで来て、狭い中みんな頑張っている感じです。

湖内のアサリに関してはまだゼロです。ハマグリが解禁になって、大した量ではないですが、6月から7月末にかけては週2日でアサリの代わりにやっています。以上です。

○薩川委員

清水漁協の薩川でございます。前回は当委員会でも全然シラス駄目だと言いましたけども、7月の半ば頃からやっと少しずつ獲れてきてまして、先週の金曜日に清水が出て、土曜日に清水と用宗が出ましたけど、かなり増えてきました。今週になってから、月曜日に1100万くらいの水揚げがありまして、昨日は900万、今日はちょっと落ちて600万くらいの量でしたので、このまま獲れてくれればいいなと思います。

今日ですけども、先ほどお話ありましたけども、由比の方も、今日はちょっと沖合下まで出まして、ざる3~5杯くらい獲れるようになってきましたので、大分シラスの方が湾奥の方まで戻ってきたかなという風に思ってます。これから良くなってくれるといいなと思っています。そういう状況でございます。

○金指委員

沼津の金指です。まき網をやってます。内浦で今4か統やっておりますが、全く不漁で非常に困っております。漁場が遠いっていうのと、潮が早い、魚が少ない、どこに行ったのかという状況です。経費負けするところと、経費をちょっと取れるか、といったところで、夕べはあちこち探して走っていたら、やってはいけない所にはサバがいました。一応ここはいけないという事で止めてましたけど、考えさせられることが色々あって一晩悩んだ1日でした。そんな状況です。

○高田会長

皆様、ありがとうございました。それでは、本日の議事録署名人を原委員と福井委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。なお、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、区切りの良いところで10分程度の休憩を取ります。

それでは、諮問事項ア うなぎ稚魚漁業の許可について、協議事項ア うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針について、事務局から説明をお願いします。

○瀧川主任

水産資源課の瀧川です。うなぎ稚魚漁業の許可について説明させていただきます。座って失礼いたします。

このうなぎ稚魚漁業の許可内容については、令和5年8月の海区委員会におきまして御審議いただき、特別採捕許可での種苗採捕から知事許可漁業へ移行いたしました。そのときから2回分の漁期を

経まして、今回は3年目の漁期となる令和7年漁期の許可内容について、御審議いただきたいと思います。基本的には、昨年と同様の内容ではありますが、知事許可化3年目ということで、一部修正がございます。

それでは資料の1ページ目を御覧ください。1 知事許可漁業化の経緯について説明させて頂きます。

本県では、漁業調整規則によって、原則シラスウナギの採捕を禁止しております。しかし、県内養鰻業への種苗供給を目的に、令和4年以前は種苗採捕許可として、特別にシラスウナギの採捕を許可してきました。

一方、令和2年12月に漁業法が改正され、シラスウナギは特定水産動植物に指定され、従前の種苗採捕の許可では採捕ができなくなつたため、知事許可漁業への移行が必要となりました。

令和5年8月開催の海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会において、知事許可漁業に対応した許可の取扱方針、制限措置を諮問し了承され、同年12月から知事許可漁業に基づくシラスウナギ採捕が開始されました。漁期は4月30日に終了しており、令和6年度についても同期間操業されています。

2の許可の実績ですが、県内20の操業区域がありまして、うち16区域では法人、4区域では個人への許可で231人に許可が出ております。県内の採捕従事者の合計は877人でした。なお、令和5年漁期は採捕枠2.3tに対し980kgの採捕実績、令和6年漁期は採捕枠2.2tに対し2.1tでした。

3の令和7年度漁期における許可についてですが、前回の許可の有効期限は、令和7年4月30日まででしたので、今回は令和7年漁期の制限措置、許可の基準等についての諮問となります。

それでは、2ページ目に移っていただきまして、今回の協議・諮問事項となります。

まず協議事項のうなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針についてです。3～5ページ目に変更案もございますので、併せてご覧ください。一つ目が取扱方針に記載の種苗の取扱についてです。詳しくは、3ページのうなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針2の(2)ウ、エを御覧ください。取扱方針では、採捕した種苗を採捕従事者本人が出荷先に運搬できない場合を想定し、採捕従事者本人以外の者を運搬代理人として指定しております。この運搬代理人について、採捕従事者として届出のあった者は流通の透明化の観点から運搬代

理人になることができないと規定しておりました。一方、許可を受けている法人の代表者が所属する採捕従事者に代わり運搬を行う必要がある場合があるため、法人の代表者は運搬代理人となれるよう修正したいと思います。

続いて2ページに戻りまして、区域ごとの採捕許可数量についてです。許可数量の基本的な考え方としては、県内のうなぎ養殖業に許可が出ているうなぎ稚魚の池入量がありますので、その総量を地域ごとの過去複数年の実績に応じて分配する形となります。詳しくは、4ページのうなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針3の（5）、

（6）を御覧ください。令和6年度は令和4年漁期の各区域への配分比率、令和5年漁期の採捕実績に応じて採捕量を決定しております。各地域の来遊状況は、年によって変動があるため、令和7年については、さらに1年分を追加し、令和6年度漁期の採捕実績も考慮できるよう修正したいと思います。なお、許可数量全体についてですが、今年度は採捕量が多かったこともあり、各地で採捕上限の撤廃を要望する声もありました。こちらについて、県でも協議をしたところ、親ウナギを確保するといった資源保護の観点や、昨年1年のみで資源が安定して増加したと判断できないことなどから、今年に関しては（5）に記載の従来通り県内養鰻業者の池入れ量の総量の範囲内としたいと思います。

その他、細かい文言の修正点として、これまでの取扱方針では、種苗と表記していた箇所について、うなぎ稚魚と変更させて頂きたいと思います。これは、方針の名前にうなぎ稚魚漁業許可と記載されていることや知事許可として資源の適正な管理を行っていただく観点から、種苗という表現よりうなぎ稚魚の表現の法が適切であると考えられるための変更となります。

これら取扱方針に関する事項については協議事項とし、後ほど御協議いただきたく存じます。

次に諮問事項に移ります。2ページに戻っていただき、一つ目が制限措置及び許可を申請すべき期間です。静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。制限措置については、うなぎ資源の保護等を勘案しまして、人数や区域を増やすといった、これまでの規模を超える許可は出さない考え方としており、次の通り設定を考えております。詳細については6ページ移行と併せて御覧ください。

漁業種類について、各区域の使用できる漁具はこれまでと同様、漁業者の数については各区域の昨年の数と同数以内、操業区域も基本的にこれまでと同様ですが、3つの区域で一部変更がございます。これは、採捕区域を増やす変更ではなく、地形の変化や工事等により採捕場所が危険となったり、稚魚が殆ど採れなくなってしまったことに伴う変更であり、同等の距離を他の場所にずらす変更になります。また、2つの区域について、これまで隣接する地域で2つの法人で操業がありましたが、この2法人が合併することに伴い、現在2つの区域に分かれて許可が出ている操業区域を1つに統合する変更がございます。

漁業時期については、これまでと同様、12/1～4/30とします。

漁業を営む者の資格については、詳細6ページ御覧ください。これまで法人に所属する人は全て当該地域に住所を有するものなっており、採捕従事者以外の法人を構成する社員についても地域内に住所を有する必要がありました。こちらを採捕者のみ、当該地域に住所を有するものとし、法人のその他の人については県内に住所を有する者、となるよう変更いたしました。こちらの変更は、法人の事務運営が多岐にわたる中、採捕者以外の人の住所をその地域限定としてしまうことで、法人維持が困難になる場合があり、変更要望があったことに伴う変更案となります。採捕従事者については引き続きその地域に住所を有する者に限定されますが、これは知事許可になる前から、地元の者に許可を出すという考えでしたので、考え方、採捕の実態に変更はありません。

その他、内容に変更のない部分について、一部語句の修正をしております。

許可を申請すべき期間は、令和7年9月10日から令和7年10月10日までの1か月間としたいと思います。

ただいま説明しました制限措置の告示案について6ページから16ページを御覧頂き、変更点については下線部分となります。漁業者の数の変更箇所については、令和6年申請時点で許可枠より少なく申請のあった区域、また採捕実績がゼロの者がいた区域では、1～3名程度減っております。

続いて資料2ページに戻りまして、諮問事項の2つ目が、許可の有効期間です。許可の有効期間は、これまでの操業期間と同じく、令和7年12月1日から令和8年4月30日までとしたいと思います。

諮問事項の説明については以上となります。その他の資料ですが、18 ページに協議事項の変更を反映した取扱方針の新旧対照表、19 ページに知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文がございます。また、参考として 20 ページ以降に関係法令の抜粋がございます。

最後に、2 ページにお戻りいただきまして、今後のスケジュールになります。本日の海区委員会で御審議いただいた後、内水面漁場管理委員会においても諮問し、両委員会で答申が得られましたら、3～17 ページの内容で県公報で告示いたします。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

説明は以上になります。御審議の程、よろしくお願いします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、令和7年度漁期のうなぎ稚魚漁業の告示内容、許可の取扱方針について、御審議をいただきたいと思います。

○高田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

南駿河湾の西原です。シラスウナギの団体が去年法人化されて、御前崎では団体が2つに分かれてしまいました。県としては、片方しか認められないということで、その基準が、採捕実績が多い方ということで、50 人くらいのが、結局若い人たちだけが残ってしまって、20 人くらいの人たちが辞めてしまったというケースがあります。浜岡との場所取りが揉め事のスタートでしたが、うなぎに関しては、密漁とか横流しとか、今までそういう色々な問題も多かつた魚種で、お金になる時は一晩で 100 万 200 万なるような職業ですから、場所取りとか何かと結構問題が多かつた漁業です。

漁業関係者は少ないです。毎年やってる人は一般の人というか、普通のサラリーマン、若い人が多いです。権利は代々、俺が辞めるからお前やれと、中で抽選で綺麗にやってるところは少なかつたです。一時話題になって、修正してきたとこもあるんですが、やはり密漁をやったり横流しがあり、見つかったので改善策をとったこと

もありますが、未だに中では金品を渡して、やらせてもらってるっていう所もあるんじゃないかとは思います。県としては法人化して昨年1年やってみて、何か問題事はありましたか。

○瀧川主任

法人化は令和5年漁期からで、法人での運営になって2漁期あつたわけですけれども、基本的には法人の代表者を通じて採捕者を取りまとめていただくように県としては指導してまいりました。そういった中で大きな問題というのではなかったかと承知しております。

○西原委員

住んでいる場所を動かして、という話も結構耳に入ってはきます。そこら辺の確認は、県も代表者を頼って信用してやるしかないのが現状だと思います。私達も耳に入ってきた場合はまた連絡させていただきたいと思います。以上です。

○高田会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願ひします。

○安間委員

西原委員からも出ておりましたが、これまでの登録で県としても完全には把握できていないと思いますし、遠州漁協の周りでも代表者に聞いたところ、なかなか簡単に全部は把握できないというような話でした。ですから、透明性が確保できるように、要請をしておきたいと思います。

この後に内水面漁場管理委員会にかけるということですが、今まで、違う意見が出ることはあったのでしょうか。

○瀧川主任

意見が違うといいますか、やはり資源保護の観点から、内水面では親うなぎを対象とした漁業権のあるところがございますので、資源保護を訴えるような声は一部あります。

○高田会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項ア うなぎ稚魚漁

業の許可について、協議事項ア うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項イ 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、協議事項イ 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について、協議事項ウ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について、こちらは関連がございますので、一括して事務局から説明をお願いします。

○山崎主査

それでは山崎より説明をいたします。資料2を御覧ください。棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、諮問と協議の分を併せて御説明いたします。資料の確認ですが、1、2頁が説明資料、4から6頁がさばすくい網の取扱要領、7頁が新旧対照表、8から10頁が棒受網漁業の取扱要領、11頁が新旧対照表、12頁が許可定数に関する資料、13頁が諮問文、14、15頁が告示文案、16頁以降は静岡県漁業調整規則及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定になります。

まず、資料1項目Iの経緯についてです。棒受網漁業とさばすくい網漁業は、静岡県漁業調整規則第4条1項の7号及び9号に規定される知事許可漁業です。下の図を御覧下さい。左側の棒受網漁業は、灯りやエサによって魚を海の表面に集め、四角い網を出して掬い上げる漁法です。一方、右側のさばすくい網漁業は、夜間、灯りやエサによって同じように魚を船の近くに集め、タモですくいあげる漁法です。

いずれの漁業も静岡県から千葉県海面にできた漁場で操業していることから、各都県の取扱いや、許可できる隻数などの制限措置等について一都三県間で調整を図っています。

通常の知事許可漁業は3年毎に更新しておりますが、これら2つの漁業は許可等に関する基本方針に則って、単年度許可としており、昨年度出した許可の有効期限は本年10月31日までとなっております。しかし、昨年度、東京都から許可の有効期間を3年間にしたいという要望があり、その他3県の関係漁業者にも有効期間の延長について確認したところ、特に問題はないという確認ができたので今漁期の更新から、有効期間を3年間とすることとなりました。

途中で、新規の申請要望があった場合や漁業トラブルがあった場合は、従前の単年度許可の更新と同様のスケジュールで連合海区を

開催することとしておりますので御承知おき下さい。

次に取扱要領の制定及び告示までのスケジュールについてです。6月23日に一都三県さば漁業行政担当者会議を既に開催しております、次の漁期に向け、各県の取扱要領と制限措置等について調整を行いました。本日7月24日の委員会では、本県の海面における取扱要領等の内容について協議していただきます。告示の対象となる制限措置及び許可の有効期間並びに申請等の期間について答申をいただければ、7月29日に神奈川県で行われる一都三県連合海区漁業調整委員会において、各海面における許認可の取扱いについて協議します。なお、こちらは協議となっていますが実際はお互いの要領や告示内容を共有する場であり、ここで大きな変更が無ければ、本日、答申していただいた内容で告示させていただく予定です。

なお、6月23日に行われました一都三県さば漁業行政担当者会議においては、許可等の取扱は昨年と同じ予定で、変更点は、有効期間を3年間に変更に伴う修正、申請期間等の日付けの時点修正と報告しました。

Ⅱの諮問・協議事項です。概要になりますが、まず（1）の本県海面での許可等に関する取扱要領について御協議いただきます。これが協議事項①となります。次に（2）にありますように、制限措置の内容、許可等を申請すべき期間、許可の有効期間について諮問させていただきます。最後に、次の頁にあります（3）一都三県連合海区に出席していただく委員について、協議事項の②として御相談したいと思います。

それでは、取扱要領の協議から御説明します。2つの漁業の取扱要領は資料4ページから12ページまでとなります。今漁期の変更点は、許可の有効期間が1年から3年になったことと、日付の時点修正になります。

次に、それぞれの漁業の取扱要領の内容について説明いたします。4ページを御覧下さい。本県海面におけるさばすくい網漁業の取扱要領です。最初の一文に記載しておりますが、総トン数5トン以上の船舶を使用して、さばすくい網漁業や次に説明する棒受網漁業を行うには、知事の許可等が必要になります。その取扱いについては、静岡県漁業調整規則及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定による他、この要領により取り扱います。

まず、さばすくい網漁業について御説明します。下線部は変更点

になります。3ページが要領本文となります。1の定義についてはお示ししたとおりです。2の制限措置を定めるにあたり考慮すべき事項については、(1)漁業種類はさばすくい網漁業、(2)のア許可することが出来る船舶の数及び船舶の総トン数については変更ございません。次のページ(3)の推進機関の馬力数、(4)の操業区域、(5)の漁業時期、(6)の漁業を営む者の資格、3の条件まで変更はありません。

4の許可等を申請すべき期間、5の許可の有効期間については、有効期間の変更、日付けの時点修正をしております。6の許可等の申請は変更なし、次のページに移っていただき、最後の附則については適用年度を更新しています。

次に、棒受網漁業について御説明します。1の定義についてはお示ししているとおりです。2の制限措置を定めるにあたり考慮すべき事項については、(1)漁業種類は棒受網漁業、(2)の許可等をすることができる船舶の数及び船舶の総トン数に変更はありません。(3)の推進機関の馬力数、(4)の操業区域、(5)の漁業時期、(6)の漁業を営む者の資格、それから、次の9ページの3の条件、まで変更はありません。4の許可等を申請すべき期間、5の許可の有効期間については有効期間の変更、日付けの時点修正をしております。6の許可等の申請は変更なし、次のページに移っていただき、最後の附則については適用年度を更新しています。協議事項の棒受網漁業及びさばすくい網漁業の取扱要領についての説明は以上です。

次に、諮問事項のうち許可数の上限について、説明させて頂きます。12頁の表を御覧下さい。こちらが、令和8~10年漁期における2つの漁業について、許可等をすることができる船舶の定数案の表です。定数を許認可上限数と考えて頂ければと思います。この数値は先ほど御説明した要領に反映しておりますが、漁業種類ごとに各都県の現在の定数、当初の実際の許認可隻数、現在の隻数、それから今回の定数案、こちらは色がついている部分を記載しています。

今回の定数案については従来と同じ方法で設定しています。12ページの表の下にある算出方法を御覧下さい。まず、先に、下の棒受網漁業についてですが、7月末現在の隻数に階層移動船充当枠として5隻の枠を設けております。ただし、現在の許可隻数がゼロである東京都と神奈川県については現在の定数と同様の数としてい

ます。

次にさばすくい網漁業について御説明します。引き続き 12 ページ下の算出方法を御覧ください。さばすくい網漁業では、新トン数 25 トン以上 100 トン未満の船舶は 7 月末の隻数を定数としております。また、東京都と神奈川県については、現在の定数を引き続き今回の定数としています。

次に、新トン数 25 トン未満の船舶ですが、こちらは現在の定数を今回の定数として充てております。

こちらに記載されている許可等の隻数は、許可又は起業の認可をすることができる最大の隻数であり、新規で申請することが可能なように、多めに設定されていることから、実際の申請数と異なります。そのため、事前に県内及び他県に聞き取りを行い、実際の申請意思に基づく隻数を制限措置の項目として、許可又は起業の認可をすべき船舶の数に反映したものを告示します。

静岡海区会長あての知事の諮問文を 13 ページに、告示案を資料 14 から 15 ページにかけてお示ししています。14 ページを御覧ください。先に棒受網漁業について、次にさばすくい網漁業について、各都県と調整した制限措置の内容、許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間を記載しています。こちらの内容が今回の諮問の対象となります。昨年度からの変更点は、許可を申請すべき期間、許可の有効期間についての変更となります。

資料の 1 ページにお戻りください。Ⅱの諮問・協議事項の（2）を御覧ください。ただいま御説明した諮問内容について、許可の有効期間並びに制限措置及び申請期間を定めたいので貴委員会の意見を承知したく諮問いたします。御審議いただいた後、問題無い旨の答申をいただければ、当事項を 7 月 29 日開催の一都三県連合海区漁業調整委員会にて諮り、了承後、資料 14 ページ 15 ページの内容で告示を行いたいと思います。

最後になりますが、連合海区に出席していただく委員の方 3 名について相談したいと思います。連合海区の開催通知を最後の頁に添付してございます。こちら回答期限が過ぎておりますが、例年、会長とさば漁業に詳しい委員の方にお願いしております。出席者については、会長の高田委員、副会長の金指委員、さば漁業者である橋ヶ谷委員の 3 名を事務局の仮の案で回答しております。事務局案でよろしければ、一都三県連合海区の出席者は高田会長、金指副会長、橋ヶ谷委員にお願いしたいと考えています。こちらにつきましても

御協議願います。

説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、さば漁業許可に関する告示内容、許可の取扱要領、一都三県連合会区の出席委員について、御審議をいただきたいと思います。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願ひします。

○西原委員

いいですか。それこそ内容ではなく、3人にはお願ひしたいと思います。以上です。

○高田会長

橋ヶ谷さん何かありますか。

○橋ヶ谷委員

いいえ、大丈夫です。

○高田会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願ひします。

○福井委員

福井です。少し確認をしていただきたいですが、船の定数というのは、令和7年と変わらないものが3年間継続するということですか。

○山崎主査

そうです。

○西原委員

実際に稼働している数は少ないですよね。

○山崎主査

上限に対しては少ないです。

○高田会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

他に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項イ、協議事項イおよびウについて、原案のとおり了承します。

続きまして、指示事項 えびかご漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木主任

えびかご漁業の操業について御説明いたします。資料3を御覧ください。

前回の委員会ではかにかごでしたが、今回はえび、主にアカザエビを対象としたかご漁業の指示となります。

まず、これまでの経緯ですが、えびかご漁業は昭和40年代から行われていましたが、漁場の競合や資源減少といった問題により、昭和60年以降は委員会指示により試験研究機関等が行う場合を除き操業が禁止されていました。平成9年にえびかご漁業研究会が発足し、以降、試験操業が行われ、水産技術研究所による資源評価が行われるようになりました。平成22年度には、それまでの試験操業、資源評価を踏まえ、静岡海区の小委員会にて、今後のあり方が検討され、同年8月の委員会において、承認漁業となりました。

承認にあたって隻数を試験操業時の3隻から5隻に増やしたため、1隻当たりの持ちかご数を120から80に減らしました。更に、平成27年には漁獲量と資源量の指標値の減少により承認隻数を5隻から4隻に減らしています。

中段の左の図を御覧ください。えびかご漁業の主な漁業対象種はアカザエビになります。アカザエビは銚子沖から日向灘に分布し、主に水深200~400mの砂泥底に穴を掘って生息しています。味が良く、高値で取引きされています。本指示の操業海域は右の図にお示しした駿河湾西部の斜線を引いてある部分で、黒色の水深200m以浅の海域を除いた場所になります。

委員会指示による制限について、承認隻数は4隻以内、操業期間は12月1日から翌年3月31日まで、ただし、操業日数は1隻につき期間中40日以内、漁業の条件としてアカザエビの漁獲量の上限は2.5トン、また、かご数は80個以内の制限となっています。

えびかご漁業については、委員会指示の制限に加え、えびかご協議会によって、より厳しい自主的な資源管理が行われております。自主的な資源管理については、資源の持続的利用を図るため、平成

30 年度漁期からは、「漁模様が悪ければ各自操業を控える」、令和 3 年度漁期からは、「小型個体保護のためアカザエビの頭胸甲長 40mm 以下の個体については放流」、「同じ場所で長く操業するとサイズが小さくなることがあるため、その場合は場所を変えること」を決定し、これを遵守しています。

サイズ制限について、40mm 以下を再放流としておりますが、正確に計ることは困難なため、実際には余裕を持って 40mm 以上の個体も放流をしている場合もあります。また、そもそも、小型の個体が獲れる場所には、かごを入れないようにしているとのことです。

それでは、昨年令和 6 年漁期の操業結果について説明いたします。3 ページを御覧ください。一番上の表 1 にえびかご漁業の操業結果をお示ししています。上がえびかご、下に同じく駿河湾で操業する小型底びき網による水揚状況を載せております。こちらは沼津魚市場の数値になります。図 1 を御覧ください。

詳しい操業結果は以下の図表にて御説明いたします。図 1 は、表 1 と同じデータのアカザエビ漁獲量と、のべ使用かご数の経年変化を示しています。漁獲量は棒グラフ、延使用かご数は折れ線で示しております。令和 6 年度のアカザエビ漁獲量は 727kg で、前年 877kg、過去 5 年間の平均漁獲量 1,116kg を下回りました。延使用かご数も 6,480 かごで、前年 8,000 を下回りました。延べかご数、つまり操業日数が少なかった理由としては、漁業者の体調面で休んでいた期間があったことが主な理由と伺っております。

図 2 を御覧ください。資源量の指標値としている 1 かご当たりのアカザエビ漁獲量をお示ししております。操業隻数、また延べ使用かご数は年によって異なるため、こちらを資源量の指標値と考えていただければと思います。令和 6 年度の 1 かご当たりの漁獲量は 0.11kg/かごで、昨年並みとなりました。

過去何回か 1 かご当たりのアカザエビ漁獲量が大きく減少している年がございますが、漁業者からの聞き取りを元に、考えられる要因があった年については、2 ページ目の中段に参考情報として記載しております。

H22～H23 については、新規に承認を受けた 2 隻が操業に不慣れで水揚量が少なかったこと、また H21 の駿河湾湾内を震源とする地震により海底地形に変化があり、影響があったとのことです。H26 については、漁場が移動したとのことで、駿河湾内で操業する底びき網の漁獲量は減少していなかったことから、資源量自体が減少し

ていたわけではないと考えられます。

次に、表2を御覧ください。令和6年度漁期の月別の操業結果を示しています。漁獲量は3月に減少していますが、操業隻数、かご数の減少によるもので、1かごあたり漁獲量は安定して推移していました。

次に漁獲されたアカザエビの大きさについてです。図3は御覧ください。漁期中のアカザエビの頭胸甲長を示しています。頭胸甲長とは、目の付け根から頭と胴境目までの長さですが、上は前年の令和5年漁期、下が令和6年漁期になります。これらは漁業者に測定して頂いた結果となります。漁期中、頭胸甲長は40~70mmの間で推移しており、明らかな小型化等の資源悪化の傾向はありませんでした。

なお、小型の個体の漁獲状況ですが、先ほど、自主ルールでは40mmを放流、実際は余裕を持って放流しているため、40mm以上の個体も放流している場合があると御説明いたしましたが、昨年は50mm以下の個体は全体の10.5%でしたが今年は4.9%、45mm以下の個体は1.7%から0.5%と小型個体の漁獲割合が減っております。小型個体の漁獲量が減って、1かご当たり漁獲量は横ばいから微増であるため、資源状況は昨年から悪化はしていないものと考えられます。

最後に図4を御覧ください。こちらは過去5年の頭胸甲長の組成を示しています。なお、こちらのデータは標本船1隻分のデータであり、全船の傾向を示しているものではないので、参考程度に御覧ください。こちらのデータによると、令和2年から令和6年まで、頭胸甲長のピークは常に55mm付近にあり、小さい個体も大きい個体も特に偏りなく漁獲されています。一般的に、資源量が減少すると、成長の遅い大型の個体が減り、体長等の組成が小型化することが知られています。頭胸甲長の組成からは資源状況の悪化等はないものと考えられます。

以上を踏まえまして、えびかご漁業の指示に関する考え方を示した2ページの2指示事項を御覧ください。

えびかご漁業の方向性としては、これまでの海区委員会での協議の中で、漁獲量や資源量の指標値を増加させることを目指すとしております。

原則としては、資源量の指標値が上昇し、アカザエビの漁獲量の上限に迫るような年が続くような場合を除き、指示の制限の内容は

緩和しないものとしております。ただし、えびかご漁業については、実際にはエビかご協議会にて、指示に更なる自主規制を設けておりますので、先ほど小型個体の漁獲割合が減少していると御説明いたしましたが、引き続きの自主規制の継続をお願いしていきます。この方向性のもと、引き続き漁期中における漁獲個体の測定といった資源のモニタリングを継続し、資源状況を注視しながら承認を継続することとしたいと考えております。

指示の内容につきましては6ページ以降になりますが、昨年からの変更点は、下線で示しておりますように、指示の有効期間等期日等に関する変更のみとなっています。

委員会指示の内容について御審議いただき、指示の内容について了承された場合には、6ページ以降の案のとおり県公報にて公示します。なお、軽微な修正等あった場合は事務局で修正することについて御一任いただければと思います。以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行と同じ内容で指示を継続してよろしいか、御審議をいただきたいと思います。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○薩川委員

清水漁協の薩川であります。このえびかご漁業につきましては、私の船が昭和40年からずっと操業しております。40年代になぜ、この漁業が中止になったかというと、その頃獲っていたのはアカザエビではなくて、ボタンエビというもっと深いところにいるエビでした。

最初は土佐あたりからかごを持ってきて始めたのですが、それが広がって、吉田の方も新潟の方からかごを持ってきて、全部で50杯近くの船が湾内でやってたと思います。非常に多い隻数でやっていて、3、4年で一気に獲って、ボタンエビが絶えたということがありました。

ただ、アカザエビに関しては、それまで浅いところはやってなったものですから、まだ資源が残っていたため、急遽操業を中止に

して、それから試験操業という形でのえびかご研究会でやりました。試験操業は私と焼津と吉田の一杯ずつで、吉田の方が清水まで来てやったこともありました。

えびかご研究会の中で試験操業をするにあたっては、地区を3つに分けてやろうという話で、各地区でエビが小さくなつたときは、それぞれ地区内で操業場所を動かしてやりましょうとなりました。

委員会指示になってからはかご数が減つて、1連120かごでやるのと、80かごでやるのでは、底着したときの場所が全然違つてしまつます。西駿河湾の方は潮がかなり速いので、ちょうど良い水深ところに80かごが落ちないということもあり、漁獲量が多くなるということはなかつたですが、3隻で試験操業をやつたとき、1回だけ2.5トンを超えたことがありました。その時は、漁獲量の報告が遅れて、超えてしまつたという部分もありましたが、やはり120と80だと全然獲れる量が違うものですから、今4隻で1隻80かごでやってますけども、これを守つていれば、この2.5トンを超えるようなことはないという状況になつてます。

また、漁獲量のばらつきというのは、今年は私がケガをして、2月の半ばから出でていないというのもあります、そういう形で1隻出ないと、かなり量的には違つてきますので、そういう面では、小底のCPUEからが一番資源量が分かるのかなと思います。

かごは潮とかで入る量が変わります。かごは大体200～300m落としますが、底着するまでに大体40～50分かかりますので、その間に潮でかなり流されてしまつます。200メートルより浅い所に持つていくわけにはいかないので、それを見込んでやると、ちょうどよいところに落ちないというのが現実的にあります。

それと、私は昭和40年からやつてますが、一番ひどかつたのが、東北の大震災のときで、1週間ちょっと前から何も入らなかつたことがありました。近くで大きな地震があるというのは、かなり漁獲に影響がありますので、CPUEに換算されるとちょっと困るという話です。

それと先ほど説明ありました通り、えびかごをやつてゐる4人に対しては、私の方から体長が小さいものは放流しまつと呼びかけています。同じ場所でやつてゐますと、魚体が小さくなるものですから、その時は場所を移してくださいという話もしております、それを皆守つてくれてはいますし、魚体が小さくなると金額的にもよくないものですから場所を変えましょうという話になつて

います。

今年の報告書では、放流した匹数を書くことになっていますので、1日何匹小さいものを放流したかというのも、しっかりと数として出てくるようになりましたので、CPUEもある程度鮮明に分かってくると思っております。そんなに減ってるわけではないですから、大丈夫かなと思っております。以上でございます。

○高田委員

他に漁業者委員は何かありますか。なければ次に、学識委員、中立委員から御意見、御質問があれば発言をお願いします。

○石原委員

東京大学の石原です。事実確認ですが、この自主管理はかごの場合のみと考えてよろしいですか。

漁獲量を見た感じでは小型底びき網の方が多いと思うのですが、底びきだと放流は難しいのかなと思っております。

○鈴木主任

おっしゃる通りで放流に関してはかごの漁業者さんの自主的な取り組みです。底びきについては、放流等をしているという話は聞いておりません。

○石原委員

ありがとうございます。

○高田会長

他に何かありますか。

○田口委員

アカザエビが4cmになるまでには、どれぐらいの時間かかるのですか。

○薩川委員

4年はかかると思います。水産試験場の方で長期間飼育した記録がありますけども、深海の生き物の生態というのはあまりよく分かっていないくて、実際には何年たつたら子を持つとか、そういうのは、その個体によって違うものですから、分かっていないと思います。

メスが卵を持つのは、45から55mmくらいだと思います。60mmとかの大きい個体が卵を持っているはほとんど見たことがないです。

実際には試験場の資料を見ないと、何年でどのぐらいなのかってのは、私もはつきり分かりません。

○鈴木主任

飼育環境では野外とは少し違うとは思いますけど、過去の文献で

すと、最短で2年から3年ぐらいで、頭胸甲長、頭の大きさが40mmくらいになるという情報もあります。

○田口委員

先程、事務局の鈴木さんとお話をしていたのですが、12月くらいに卵を持っていて、6月くらいに生まれたという論文があって、そうすると漁期に重なるので、どうなのでしょうという話をしたら、それほど抱卵個体は多くないという話がありました。

○薩川委員

卵を持っているかは必ずチェックして報告しています。やはり、遅くなればなるほど卵を持っている個体が増えて、それが白から青なって成熟するのですけども、すごく多くなるわけではないです。3月の終わり頃から4月、5月と浅いところに上がって来て、浅いところで産卵するような形で、だから昔は刺網なんかにも掛かりました。3月までですと、それほど多くはないと思います。

なぜ、えびかごを3月までやっているかというと、昔はシラスの端境期にやったものですから、それがこの指示の基になっています。

○田口委員

この委員会では、ずっとかご漁の話をしていて、事務局の方が説明してくださっていましたが、実際に漁業をしてる方が説明してくださると、そういうことかと、すごくよく分かりました。

ボタンエビが絶えてしまったとありましたが、復活の芽というのはありますか。

○薩川委員

今でも小底の方では入らないことはないです。ただ、量的には非常に少ないのでカウントされていないというのが現実で、漁になるぐらい獲れるかと言ったら、今のところは厳しいと思います。どのくらいで増えてくるかというのは、海底の状況にもよるので、分かりません。

○田口委員

ヌタウナギも入ると聞きました。日本人は食べないですけど、もし、韓国とか食べる人に売れば、資源になる可能性はありますか。

○薩川委員

ヌタウナギに関しては、韓国では身を食べるというよりもヌタ、皮を使います。いろいろな食べ方があるとは思うのですけども、見た目がグロテスクですから、なかなか調理するにはというのもあり

まして、資源として難しいかなというのではあります。

○高田会長

よろしいですか。御意見も出尽くしたようですので、このことについて、原案通り承認してもよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、指示事項　えびかご漁業の操業について、原案のとおり了承します。

○高田委員

続きまして、その他の事項　全国海区漁業調整委員会の要望活動について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

事務局の津久井です。全国海区漁業調整委員会連合会では、毎年、漁業調整や資源管理を取巻く諸課題を解決するため、国に対し要望活動を行っております。今年度は、昨日、全漁調連の会長、副会長が農林水産省、国土交通省、海上保安庁、外務省等を訪問し、要望活動を行いました。本日は、この要望活動の内容となる要望する事項のとりまとめについて御説明いたします。

お手元資料を御覧ください。昨年度の実績ベースでスケジュールをお示ししておりますが、スタートは3つ目の丸になります。例年、8月頃に全漁調連各ブロックの幹事海区から、翌年度の要望事項について各海区に対しの照会があります。これを受け、県漁連、各漁協、海区委員の皆様に同様に照会を行います。

直近で海区委員会の開催があれば、御説明の上、御意見を伺うのですが、8月開催の委員会がないため、メール等にてお願いをしてきました。今年度は、委員改選により新任の方が多数いらっしゃる中、従来通りにメール等で照会を行うと、混乱を招く恐れがあることから、今回、簡単ながら説明の時間をいたしましたところあります。

スケジュールに戻りますが、今年度も来月、8月頃に幹事海区からの照会が有り次第、皆様に照会をさせていただきます。県漁連、漁協、委員の皆様から提出された要望事項をとりまとめた後、9月開催の委員会にて内容を御審議いただき、静岡海区からの正式な要望事項として幹事海区に提出いたします。

4つ目の丸を御覧ください。幹事海区では、各海区の要望事項を

とりまとめ、10月頃に開催するブロック会議に諮り、正式な要望事項として会長海区に提出します。5つ目の丸ですが、会長海区では各ブロックから提出された要望事項をとりまとめ、全漁業調整会長、副会長会議に諮り整理を行います。6つ目の丸ですが、会長副会長会議にて整理した要望事項を事務局・幹事会に報告し、理事会に向けた最終調整を行います。7つ目の丸ですが、理事会で要望事項案について最終協議を行い、総会への提出を決定します。8つ目の丸ですが、総会直前の理事会で最終確認した後、総会を開催し協議を行い、要望書を承認します。最後の丸ですが、総会の承認を得た要望書により農水省などを訪問、要望活動を行います。8月の照会から始まり、翌7月に要望活動を行うというスケジュールですが、ここまでよろしいでしょうか。

次に要望内容について、簡単に御説明いたします。2ページを御覧下さい。静岡海区から提出した要望事項です。太平洋クロマグロの資源管理について、沿岸漁業に配慮したクロマグロ漁獲枠の増枠と承認制の見直しについてなど、新規要望として3件、海区漁業調整委員会制度について、海区漁業調整委員の資質向上についてなど継続要望として4件、計7件を昨年度提出しました。3ページ以降が、昨日の要望活動のために作成された要望書の抜粋です。6ページを御覧下さい。要望事項は、1 海区漁業調整委員会制度についてからはじまり、7つの項目に分類されます。7ページを御覧ください。1 海区漁業調整委員会制度の趣旨、具体的な要望項目4つが記載されています。4つ目の海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上についての項目は静岡を含め複数の海区から提出されたものです。8ページを御覧下さい。2 沿岸漁場の秩序維持についてとありますが、これ以降、先程御覧いただいた6ページの7つの要望項目の順番に、各項目毎、具体的な要望事項が記載されています。

要望活動の結果については、活動当日の各省庁からの回答を含め、正式な回答書が提出されます。会長海区では内容を確認、整理したものが全海区に提供されます。回答書が届き次第、内容について海区委員会の中で報告いたします。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありまし

たが、このことについて、御質問等ありましたらお願ひします。
特に質問もないようですので、このことについて、以上とします。
最後に事務局から次回の開催についてお願ひします。

○鈴木主任 次回開催について御報告させていただきます。次回は9月25日(木)、静岡県庁内の会議室での開催を予定しております。

議題としましては、小型機船底びき網漁業手縲第3種 貝けた網漁業について等を予定しております。

○高田会長 次回海区については、9月25日(木)ということですので、よろしくお願ひします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○小泉事務局長 高田会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。
以上で、第23期第3回静岡海区漁業調整委員会を閉会いたします。

(終了 15:20)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和7年7月24日

議長

高田充朗



議事録署名人

原、(印)



議事録署名人

高井鶴



